

令和8年度群馬県広域就労準備支援事業仕様書

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施するほか、就労への意欲が乏しい、基本的な生活習慣に課題を有する等、就労への様々な問題を抱えており、稼働能力の活用を十分に発揮することができない生活保護受給者に対して、問題の解決を図り、主体的に就労活動を行えるよう適切な支援を行うことを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 支援対象者

本事業の支援対象者は、群馬県内の町村及び本事業の利用について群馬県と協定を締結した太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市（以下「協定市」という。）に居住する以下の者であって、事業の利用にあたって同意が得られた者

ア 被保護者

生活保護受給中の者であって、伊勢崎保健福祉事務所、富岡保健福祉事務所、吾妻保健福祉事務所、利根沼田保健福祉事務所、館林保健福祉事務所（以下「県保健福祉事務所」という。）又は協定市の福祉事務所が、就労可能であると判断する者のうち、日常生活習慣の確立、就労の基礎技能等を習得することで就労が見込まれ、就労準備支援事業の支援決定を受けた者。

イ 生活困窮者

次のいずれにも該当する者であって、県又は協定市の自立相談支援機関により就労準備支援事業の支援決定を受けた者。

(ア) 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

(イ) 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

ウ イに準ずる者

次のいずれかに該当する者。

- (ア) イ(ア)又は(イ)に規定する額のうち把握することが困難なものがある。
- (イ) イに該当しない者であって、イ(ア)又は(イ)に該当するものとなるおそれがある。
- (ウ) 県保健福祉事務所又は協定市の自立相談支援機関が、本事業による支援が必要と認める。

(2) 支援方法

ア 就労準備支援プログラム（様式第3号【計画書】及び様式第4号【評価書】）の作成（課題の把握・支援方針の決定）

イ 日常生活自立に関する支援

ウ 社会生活自立に関する支援

エ 就労自立に関する支援

オ 職場見学及び就労体験の受け入れに協力する事業所の開拓

カ 支援調整会議や支援会議、関係機関との協議への参加

キ 自立相談支援機関及び福祉事務所における相談員等向けの研修会講師

ク 本事業の運営に必要な啓発活動

ケ その他就労準備支援のために必要な業務

なお、支援にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添3「就労準備支援事業の手引き」及び「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等に従い業務を行うこと。

(3) 支援期間

支援期間は原則として1年とする。

なお、1年経過時、就労に向けた準備が一定程度整ったと考えられる場合又は就労準備支援事業としての支援が適当ではないと考えられる場合などは、依頼を行った福祉事務所又は自立相談支援機関と就労準備支援プログラム（様式第4号【評価書】）に基づいてアセスメントを行い、支援の終了や継続を判断する。

4 人員配置

就労準備支援事業を実施するための職員（以下「就労準備支援員」という。）を4名以上（家計改善支援員との兼務のみ可とし、両支援員としての従事時間が1人あたり週29時間以上）及び常勤の責任者を1名（他業務との兼務可、ただし就労準備支援員との兼務は不可、従事時間は週38.75時間以上（兼務業務含む））配置するものとする。

また、就労準備支援員は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する者を配置することが望ましい。

5 月例報告書の提出

毎月 15 日までに、前月分の支援状況について、以下提出先あて、月例報告書（様式第 1 号）及び活動日誌（様式第 2 号）の写しを提出すること。

また、上半期の事業終了後 10 月 15 日までに、群馬県あて就労準備支援事業実績一覧（上半期分）（様式第 5 号）を提出すること。

【提出先（様式第 1 号及び第 2 号）】

・被保護者分

群馬県（全ケース）、県保健福祉事務所及び協定市福祉事務所

・生活困窮者分

群馬県（全ケース）、町村部を所管する自立相談支援機関及び協定市自立相談支援機関

6 留意事項

（1）運営会議への参加

群馬県が開催する「群馬県広域就労準備・家計改善支援事業運営会議」に参加すること。

（2）関係書類の保存

本事業の委託費による支出については、使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、支出先、金額の根拠や支払い時期等を確認できる領収書などの証明書類を事業実施後 5 年間保存すること。

（3）個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守すること。

（4）研修への参加

責任者及び就労準備支援員は、原則として、厚生労働省が実施する就労準備支援事業従事者養成研修を受講すること。

（5）業務の引継ぎ

業務が終了する場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。）、契約期間中に引継ぎ期間を設け、群馬県に円滑に業務を引き継ぐこと。

7 その他

本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と適宜協議すること。